

障がい福祉サービス等の実績

令和5年8月

春日井市健康福祉部障がい福祉課

1 訪問系サービス

①令和3年度・4年度の状況

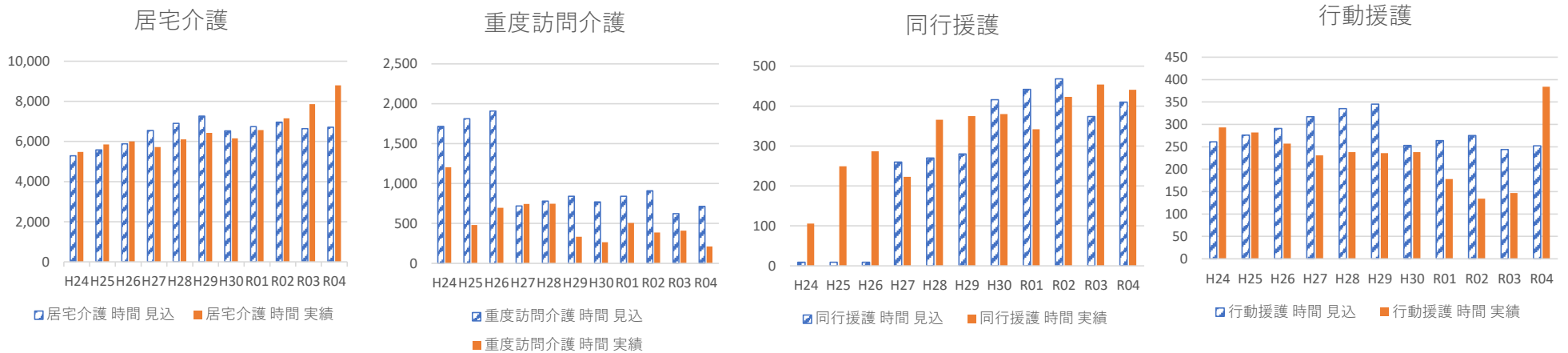
区分	説明	単位	令和3年度				令和4年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	人	434	438	626	70.0	461	456	652	69.9
		時間	6,642	7,861	15,519		6,715	8,802	16,268	
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人が対象。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを行う。	人	6	5	5	100.0	7	3	4	75.0
		時間	624	411	700		714	211	488	
同行援護	視覚障がいにより著しく移動が困難な人が対象。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う。	人	32	39	49	79.6	34	37	45	82.2
		時間	374	454	1,066		410	441	996	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象。行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行う。	人	23	16	26	61.5	24	25	35	71.4
		時間	244	147	544		252	384	879	
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行う。	人	0	0	0		0	0	0	
		単位	0	0	0		0	0	0	

【見込量】 1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は日数を推計により算出したもの

【実績】 その年度の3月分の利用実績

【支給決定】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数・時間数

②実績の推移



③地域自立支援協議会の意見

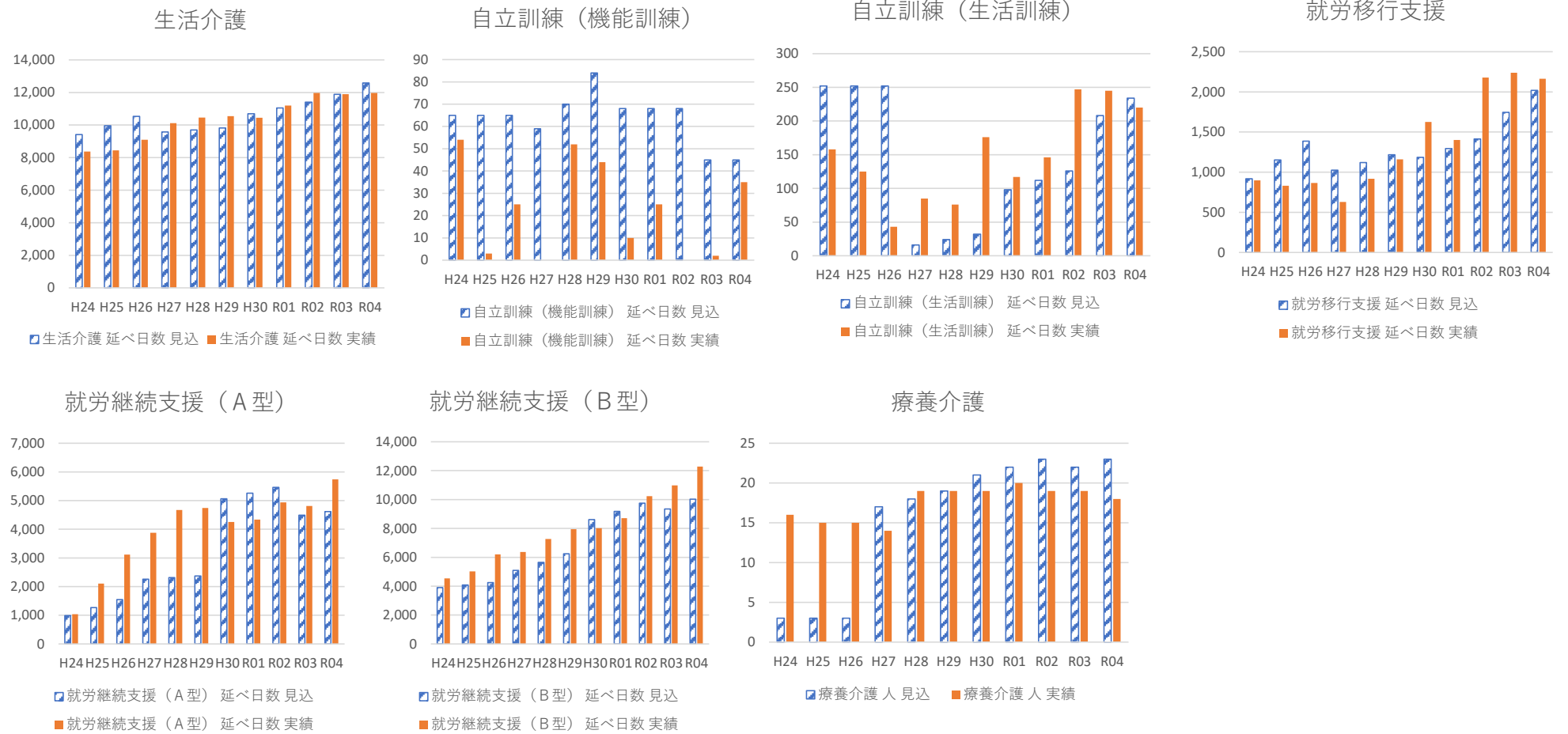
- ・ヘルパーの高齢化により担い手が不足している。利用希望時間帯によってはヘルパーが見つからないことがある。また男性ヘルパーも不足している。
- ・行動援護・・・市内に新たな事業所が開設されたため実績は増加しているが、現状は利用希望者に見合うほど足りていない。
- ・同行援護、重度訪問介護・・・サービスを提供できる事業所が少ないため、実績も少ない。
- ・通院等介助・・・支給決定の時間数があっても利用しづらい。制度上、院内の支援は算定できないため、受け入れ事業所が見つからないことが多い。

2 日中活動系サービス等

①令和3年度・4年度の状況

区分	説明	単位	令和3年度				令和4年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
生活介護	常に介護を必要とする人が対象。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。	人	613	603	628	96.0	653	600	628	95.5
		日数	11,887	11,892	13,607		12,586	11,968	13,696	
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。	人	3	1	1	100.0	3	2	3	66.7
		日数	45	2	5		45	35	51	
自立訓練（生活訓練）		人	16	24	31	77.4	18	25	30	83.3
		日数	208	245	542		234	220	535	
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	人	4	3	3	100.0	4	1	1	100.0
		日数	124	93	93		124	31	31	
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人が対象。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	人	105	141	172	82.0	123	136	183	74.3
		日数	1,746	2,238	3,894		2,018	2,164	4,157	
就労継続支援（A型）	一般企業などへの就労が困難な人が対象。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。	人	233	242	281	86.1	241	283	336	84.2
		日数	4,488	4,811	6,440		4,618	5,741	7,710	
就労継続支援（B型）		人	538	621	698	89.0	583	689	798	86.3
		日数	9,344	10,985	15,359		10,026	12,283	17,536	
自立生活援助	施設やグループホーム等の利用者でひとり暮らしを希望する人が対象。一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う。	人	2	0	0	—	2	0	0	—
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行後、環境の変化により生活に課題が生じている人が対象。一定期間、事業所・家族との連絡調整や必要な支援を行う。	人	27	49	62	79.0	34	41	56	73.2
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を行う。	人	22	19	19	100.0	23	18	19	94.7

②実績の推移



③地域自立支援協議会の意見

- ・生活介護・・・入浴や医療的ケアに対応できる事業所が少ない。
- ・就労移行支援・・・コロナ禍で一般就労に移行しづらく延長で実績が増えている。
- ・就労継続支援（B型）の在宅就労が、コロナ禍を終え、今後理由が絞られてくるので利用実績をみていく必要がある。
- ・就労継続支援（B型）・・・在宅支援に対応できる事業所が増えている。
- ・就労系事業所数が増え、特にB型が増加しているが、作業内容も様々であるため、利用者のニーズに合った事業所の見極めが必要である。

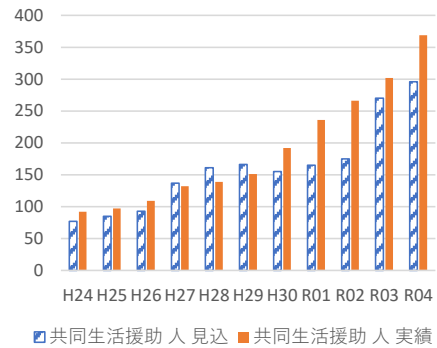
3 居住系サービス

①令和3年度・4年度の状況

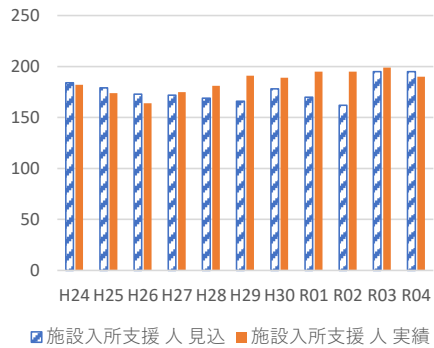
区分	説明	単位	令和3年度				令和4年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
短期入所（福祉型）	常に介護を必要とする人が対象。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。	人	94	82	351	23.4	96	90	343	26.2
		日	606	434	2,179		616	388	2,166	
短期入所（医療型）		人	11	5	52	9.6	15	6	54	11.1
		日	39	42	370		44	18	394	
共同生活援助	居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	人	270	302	343	88.0	296	369	418	88.3
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供する。	人	195	199	200		195	190	192	

②実績の推移

共同生活援助



施設入所支援



③地域自立支援協議会の意見

- ・短期入所、共同生活援助・・・医療的ケア、重心に対応できる事業所が少ない。
- ・短期入所・・・コロナの影響で受け入れ停止になった事業所もあり、かつ一時的にコロナ禍によりニーズが減ったため、支給決定と実績に開きがある。
- ・夜間の看護師配置や喀痰吸引のできる事業所が増えれば、身体障がいや医療的ケアの方のサービス利用の選択肢も増える。
- ・施設入所支援の実績減少の内訳は、地域移行者が1名、その方以外は死亡によるもの。

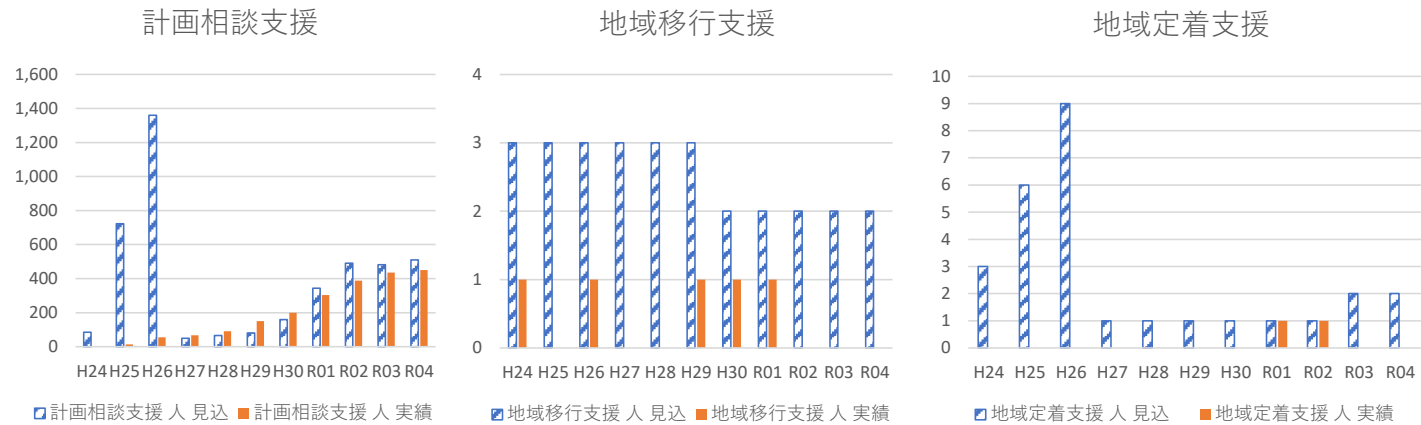
4 相談支援

①令和3年度・4年度の状況

区分	説明	単位	令和3年度				令和4年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直しを行う。	人	482	435	435	100.0	510	451	451	100.0
地域移行支援	主に施設に入所している人、入院している精神障がいのある人が対象。住居の確保や地域で生活するために必要な活動について相談を行う。	人	2	0	2	0.0	2	0	0	—
地域定着支援	主に居宅で一人暮らしをする障がいのある人が対象。その人との連絡体制を確保し、その障がいによる緊急の事態などに相談を実施。	人	2	0	2	0.0	2	0	0	—

※計画相談支援については、月平均の利用者数（年間の総利用者数を算出し12か月で除した値）

②実績の推移



③地域自立支援協議会の意見

- ・相談支援事業所、相談支援専門員のいずれも不足している。
 - ・新規事業所の開設や人材確保のため、計画相談支援事業の経営や運営が安定する仕組みを作る必要がある。
 - ・地域移行支援事業を利用せずに、委託の相談支援事業で精神科病院からの退院調整等の支援を行っているケースがある。
- | | | | | | |
|-----------|-------|--------|----|------|-----|
| 基幹しゃきょう | 令和3年度 | 入院1年以上 | 2人 | それ以下 | 8人 |
| | 令和4年度 | 入院1年以上 | 3人 | それ以下 | 6人 |
| 支援センターまある | 令和3年度 | 入院1年以上 | 4人 | それ以下 | 15人 |
| | 令和4年度 | 入院1年以上 | 3人 | それ以下 | 26人 |
- 現在は、精神科病院でも退院促進の取り組みがなされ、3か月以上の入院ができなくなっており、新規での長期入院患者は減少している。

5 障がい児通所支援

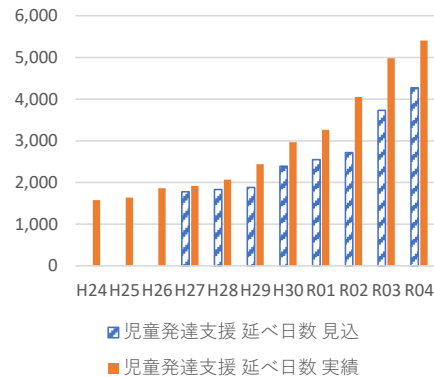
①令和3年度・4年度の状況

区分	説明	単位	令和3年度				令和4年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
児童発達支援	障がい児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。	人	488	572	626	91.4	549	631	672	93.9
		日数	3,731	4,983	10,171		4,268	5,403	11,206	
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するものに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。	人	2	1	2	50.0	3	0	2	0.0
		日数	10	1	10		15	0	8	
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。	人	645	725	798	90.9	711	833	913	91.2
		日数	8,582	10,094	16,772		9,457	11,736	19,396	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。	人	10	11	77	14.3	13	35	110	31.8
		日数	14	12	318		24	44	433	
障がい児相談支援	障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助を行う。	人	354	279	279	100.0	391	303	303	100.0

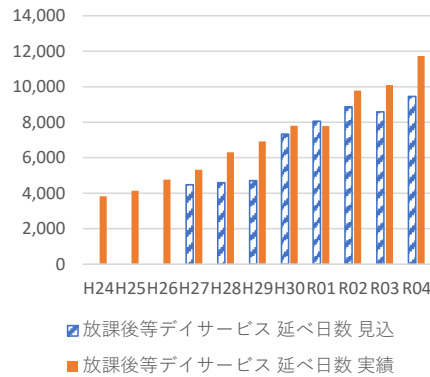
※障がい児相談支援については、月平均の利用児数（年間の総利用児数を算出し12か月で除した値）

②実績の推移

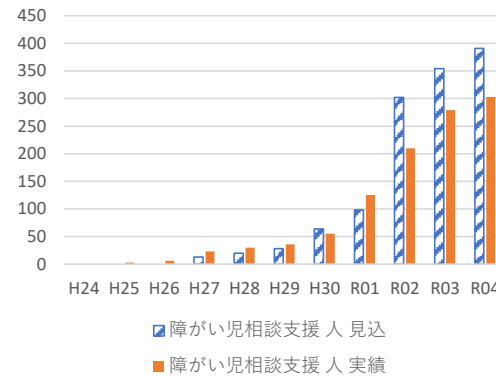
児童発達支援



放課後等デイサービス



障がい児相談支援



③地域自立支援協議会の意見

- ・親子通所の児童発達支援では、保護者と情報共有やコミュニケーションがとりやすいため、保護者が子の障がい特性への理解が深まり、適切な関わり方を学ぶことができるが、親子通所の事業所が少ない。そのため、親子通所ができる事業所が定員を満たすことにより、年度途中からの新規利用が難しい。
- ・医療的ケア児や重度の障がい児を受け入れる事業所が少ない。
- ・多機能型の事業所は増加しているが、支援員の入れ替わりが多く、支援の質が問われている。
- ・障がい児や保護者の意向よりも、事業所都合を優先させてしまう事業所もある。

6 地域生活支援事業

①令和3年度・4年度の状況

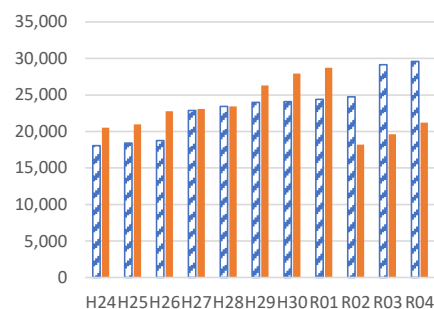
区分	説明	単位	令和3年度		令和4年度	
			見込量	実績	見込量	実績
障がい者相談支援事業	障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。	事業所数	5	5	5	5
		相談員数	12	13	12	13
		相談件数	9,562	9,245	9,638	10,014
地域自立支援協議会	相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、地域の課題について情報を共有するとともに課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援する。	実施回数		3		3
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人が対象。入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援する。			未実施		未実施
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人が対象。市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図る。	件数	4	4	5	8
意思疎通支援事業	聴覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などが対象。手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置する。	手話通訳者窓口設置者数	1	1	1	1
		手話通訳者派遣件数	524	324	539	292
		要約筆記者派遣件数	10	7	11	10
日常生活用具給付事業	障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図る。	介護・訓練支援用具	29	15	30	21
		自立生活支援用具	60	59	61	46
		在宅療育等支援用具	107	106	118	127
		情報・意思疎通支援用具	85	46	93	45
		排泄管理支援用具	7,039	7,014	7,250	7,130
		居宅生活動作補助用具	8	13	9	7
		計	7,328	7,253	7,561	7,376

区分	説明	単位	令和3年度				令和4年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などが対象。社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する。	人	265	198	477	41.5	266	217	475	45.7
		時間	29,152	19,623			29,589	21,210		
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る。	事業所数	21	26			22	22		
		人	413	424	493	86.0	480	414	484	85.5
日中一時支援事業	障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。	人	115	90	176	51.1	119	87	173	50.3
		回	5,175	4,647			5,355	4,613		
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る。	件	1,078	707	1,020	69.3	1,090	970	1,608	60.3
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、就職その他の社会活動への参加を促進する。	免許	3	3			3	3		
		改造	12	9			13	5		

【見込み量】 その年度においてサービスを利用する人の実人数
【時間】 年間の合計利用時間
【件数】 年間の合計件数

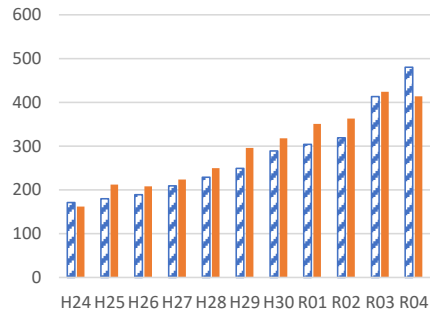
②実績の推移

移動支援事業



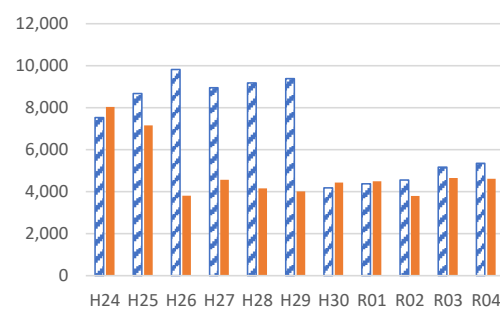
■ 移動支援事業 時間 見込
■ 移動支援事業 時間 実績

地域活動支援センター事業



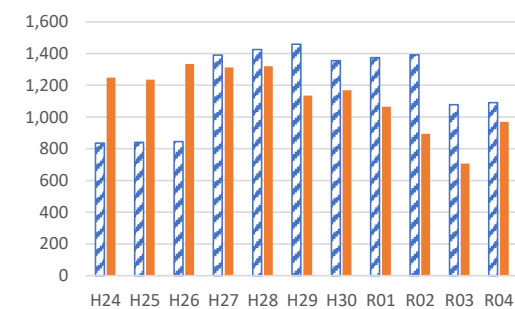
■ 地域活動支援センター事業 人 見込
■ 地域活動支援センター事業 人 実績

日中一時支援事業



■ 日中一時支援事業 回 見込
■ 日中一時支援事業 回 実績

訪問入浴サービス事業



■ 訪問入浴サービス事業 回 見込
■ 訪問入浴サービス事業 回 実績

③地域自立支援協議会の意見

- ・移動支援・・・ヘルパー不足で、特に土日に利用希望者が多いが、利用できないことが多い。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変わったため、今後、利用希望者が増え、さらに対応できないことが予想される。
- ・日中一時支援・・・医療的ケアに対応できる事業所が少ない。